

平成27年1月15日
浜松市都市整備部建築行政課

事業者の皆様へ

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の適合性について

最近、特に工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーターによる死亡又は重大な人身事故が発生しております。工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターは、建築基準法の規定に基づく、上記の確認申請等の手続がされておらず、建築基準法の適合性が確認されていない状態でした。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者の皆様におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置されている場合は、労働安全衛生法の適合性の確認に加え、設置されている場所（地域）に応じ、裏面に記載する各市又は静岡県担当部署による建築基準法の適合性の確認も同様に行っていただきますようお願いいたします。

建築基準法では、

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

についても、原則として、建築基準法の規定が適用されます。

設置場所	担当部署名	TEL
静岡市	静岡市 建築指導課	054-221-1267
浜松市	浜松市 建築行政課	053-457-2473
沼津市	沼津市 建築指導課	055-934-4766
富士市	富士市 建築指導課	0545-55-2791
富士宮市	富士宮市 建築指導課	0544-22-1229
焼津市	焼津市 建築指導課	054-626-2102
上記以外の市町村	静岡県 建築安全推進課	054-221-3075

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<p>●エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超</p> <p>●簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下</p>	<p>●エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超</p> <p>●小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下</p> <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>